

# 農地法第5条の許可申請について

- 1 内 容 農地を農地以外に転用する目的で権利の設定、移転をするための申請です。  
 2 申請受付 毎月10日締切（土日祝祭日の場合は翌開庁日）  
 3 申請書 1部（農地法第5条の規定による許可申請書）  
 4 添付書類 以下のとおり（証明書類は申請前3カ月以内の原本とする）  
 （準備の際、□欄に✓してご確認ください。）

基本添付書類		
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 原本	…全部事項証明書に限る <sup>注1)</sup> 注2)	法務局
<input type="checkbox"/> 公図の写し	…事業区域がわかるように色枠で表示	法務局
<input type="checkbox"/> 位置図	…住宅地図等に位置を記したもの	
<input type="checkbox"/> 付近状況図	…公図の写しに隣接土地の現況地目等を記したもの	
<input type="checkbox"/> 土地利用計画図	…設置・構築物等の配置を記したもの	
<input type="checkbox"/> 農用地区域外証明書 用途地域証明書	} …申請地の場所を確認し、いずれかを添付	産業経済課 都市計画課
<input type="checkbox"/> 資金証明		
<input type="checkbox"/> 見積書又は資金計画書		
<input type="checkbox"/> 事業計画書		
<input type="checkbox"/> 建物施設等の平面図		
代理人が申請する場合		
<input type="checkbox"/> 委任状		
再生可能エネルギー発電設備		
<input type="checkbox"/> 経済産業省の認定書	…固定価格買取制度で売電する場合（一時転用を除く）	
<input type="checkbox"/> 電力会社の接続回答書ほか	…その他設備の規模内容がわかる書類／収支計算書等	
建売住宅・資材置場（駐車場）等の場合		
<input type="checkbox"/> 事業経歴書	…用途別の様式がありますので申し出てください	
取水・排水が伴う場合		
<input type="checkbox"/> 取水・排水計画図	…土地利用計画図に記載可	
<input type="checkbox"/> 放流同意書	…市道側溝の場合⇒道路建設課／土地改良区の場合⇒土地改良区	
申請人の住所が当市以外の場合		
<input type="checkbox"/> 住民票抄本		
申請人が法人の場合		
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書		法務局
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の写し		
事業運営に免許等が必要な場合		
<input type="checkbox"/> 免許等の写し	…例：建売の場合、宅健業免許証の写し	
開発許可/宅地開発許可が伴う場合		
<input type="checkbox"/> 開発許可/宅地開発協議書写し		
申請地が土地改良区域内の場合		
<input type="checkbox"/> 土地改良区の意見書	…改良区域外で水利組合等がある場合は同意書	
その他申請内容に応じて添付		
<input type="checkbox"/> 他法令許認可申請書等/地籍測量図/道水路の占用許可書/始末書/その他		

注1) 登記事項証明書に記載されている住所と現住所と異なる場合は、戸籍附票または改正原戸籍等を添付

注2) 登記名義人が死亡している場合、相続関係が確認できる書面を添付

## 5 申請～許可のスケジュール

毎月10日までに申請された案件は、現地調査を経て、農業委員会（当該月の25日ごろ開催）で審議されます。許可となった案件については、許可書を交付する旨をお知らせしますので、窓口で許可書の交付を受けてください。

なお、3000㎡以上の案件については翌月の下旬までには常設審議委員会で審議されます。

- 6 お願ひ
- ・現地確認を実施しますので「申請地」表示票（オレンジ色）を申請地に掲示してください。
  - ・申請にあたって、担当地区の農業委員へご連絡ください。